

## 通報訓練を実施される事業所等の担当者様へ

### <お願い>

日頃から高い防災意識をお持ちいただき、また消防行政に御理解を賜り、誠に感謝申し上げます。

さて、消防行政における初動体制の先端として、119番受信が行われているわけですが、昨今、119番通報の件数が増加し通信業務も逼迫しております。

このような背景の中で、緊急回線の一つを訓練に使用しているという状況を酌んで頂き、有意義な通報訓練を実施していただきたくお願い申し上げます。

また、実施の際は下記の注意事項を遵守の上、実施願います。

#### 記

- 1 通報訓練を行う 5～10 分程度前に 21-3240 に電話をしていただき、「〇〇事業所ですが、只今から 119 番通報訓練を行います。」と予告してください。  
(このことにより、訓練用に 119 番回線を確保します。)
- 2 実際に 119 番をダイヤルしていただき、「訓練です。〇〇～」と訓練を行ってください。  
(通報内容については、消防計画等で計画している内容で実施していただき、その後、担当通信員から助言をさせていただきます。)
- 3 \*携帯電話での使用はご遠慮願います。加入(固定)電話で実施して下さい。
  - ・呼び返しが出来なくなる可能性があります。
  - ・電波の都合上、他市の消防機関につながる恐れがあります。
  - ・加入(固定)電話でかけますと消防本部に発信地の表示が出て、場所の確実な特定になります。
  - ・その他
- 4 やむを得なく計画変更が生じたときは必ず 21-9727 に連絡願います。

以上

(事務担当は予防課査察担当)